

**本部 2015年度夏季手当に  
申31号 関する申し入れを行う！**

基準内賃金の

**3.1ヶ月**

**プラス 5万円要求！**

■ 要求項目

1. 2015年度夏季手当を基準内賃金の3.1ヶ月プラス5万円とすること
2. 支払指定日は、6月22日～26日の間とすること
3. 回答時期は、別途申し入れによること

**連結・単体ともに3期連続の増収！  
連結・単体の経常利益は過去最高！**

**全ては現場組合員の努力の賜物だ！  
会社が拒む理由は見当たらない！！**

**2015賃金引き上げのたたかいで培った組織の力で  
本部交渉団を職場から支え、満額獲得を実現しよう！**